香芝市下水道条例施行規則をここに公布する。

令和７年４月１日

香芝市長　三　橋　和　史

香芝市規則第２７号

香芝市下水道条例施行規則

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　排水設備（第３条―第１０条）
第３章　除害施設（第１１条―第１６条）
第４章　公共下水道の使用（第１７条―第２５条）
第５章　下水道の敷地等の占用（第２６条―第２８条）
第６章　雑則（第２９条・第３０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、香芝市下水道条例（平成２年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例における用語の定義に従うものとする。

第２章　排水設備

（排水設備設置義務の免除等）

第３条　公共用水域（水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２条第１項に規定する公共用水域をいう。）に冷却水、プール排水その他これらに類する汚水を排除しようとする場合において、下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）第１０条第１項ただし書の規定による市長の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除（猶予）許可申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 建物、施設等の配置及び排水の系統を明示した図面

(3) 工場その他の事業所にあっては、水質測定を専門的に行う機関が実施した当該汚水の水質検査証明書

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

３　市長は、第１項の規定による申請を受理したときはこれを審査し、許可す

ることを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）許可通知書（第２号様式）を、許可しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除（猶予）不許可通知書（第３号様式）を交付するものとする。

（排水設備の固着方法等）

第４条　条例第３条第２号の規定による市長が定める固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1)　汚水を排除するための排水設備は、公共汚水ますのインバート上流端の接続孔の管底高に食い違いが生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、漏水のないようにその周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充填し、内外面をセメントモルタルで上塗り仕上げとする。

(2)　雨水を排除するための排水設備は、雨水ますの上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いが生じないようにし、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をセメントモルタル又は樹脂系モルタルで充填し、セメントモルタルで上塗り仕上げとし、かつ、管底高より１５センチメートル以上の泥だめを設け、インバートは作らない。

(3)　排水管の土被り（地表から埋設された排水管の管頂までをいう。）は、私道内では４５センチメートル以上、宅地内では２０センチメートル以上としなければならない。

(4)　前３号により難い特別の事由があるときは、市長の指示による。

（排水設備の構造基準）

第５条　条例第３条第３号の規定による市長が定める排水設備の構造基準は、次に定めるところによるものとする。ただし、市長がこれにより難いと認めるときは、別に指示する。

(1)　汚水を排除すべき排水管の内径は、次の表に定めるところによるものとし、排水渠（きょ）の断面積は、同表の左欄の区分に応じ右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（人）	排水管の内径（ミリメートル）
１５０未満	１００以上１５０未満
１５０以上３００未満	１５０以上２００未満
３００以上６００未満	２００以上２５０未満
６００以上	２５０以上

(2)　雨水を排除すべき排水管の内径は、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が３メートル以下のものの内径は、７５ミリメートル以上とすることができる。

排水面積（平方メートル）	排水管の内径（ミリメートル）
１５０未満	１００以上１５０未満
１５０以上３００未満	１５０以上２００未満
３００以上５００未満	２００以上２５０未満
５００以上６００未満	２５０以上３００未満
６００以上	３００以上

(3)　ますの内径又は内法（のり）幅は、次の表の左欄の区分に応じ右欄の内径又は内法幅とする。

排水管の内径（ミリメートル）	ますの内径又は内法幅（ミリメートル）
１５１未満	１５０以上
１５１以上	３００以上

(4)　汚水を排除すべき器具接続管の内径は、次の表の左欄の区分に応じ右欄の内径とする。

器具接続管の種類	内径（ミリメートル）
小便器、手洗器及び洗面器接続管	５０以上
浴槽（家庭用）接続管及び炊事場接続管	７５以上
大便器接続管	１００以上

(5)　水洗便所の浄化装置の１回の洗浄水量及び洗浄管の内径は、次の表の左欄の区分に応じ中欄の洗浄水量と右欄の内径とする。

種別	１回の洗浄水量（リットル）	洗浄管の内径（ミリメートル）
小便器	３以上	１３以上
大便器	１５以上	３０以上

(6)　私設ますの設置場所及び構造基準は、次のイからニまでによることとする。

イ　管渠の起点、合流点及び屈曲点又は勾配が著しく変化する箇所には、ますを設置しなければならない。

ロ　管渠の直線部の長さがその内径又は内法幅の１２０倍を超えるときは、その範囲内でますを設置しなければならない。

ハ　私設ますは、内法（のり）寸法１５０ミリメートル以上の円形とし、材質は原

則として樹脂系とする。

ニ　私設汚水ます蓋は、樹脂系又は鋳鉄製の密閉蓋とし、雨水用のます蓋は、格子蓋とする。

（附帯設備）

第６条　排水設備等には、次の各号に掲げる附帯設備をそれぞれ当該各号に定めるところにより設けなければならない。

(1)　ごみ避け装置　浴場、流し場等の汚水流出口に固形物の流下を止めるに必要な有効目幅１０ミリメートル以下のごみ避けスクリーンを設けなければならない。

(2) 防臭装置

イ　水洗便所、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、トラップを取り付けなければならない。

ロ　トラップの封水が破れるおそれのあるときは、通気管を設けなければならない。

(3)　油脂遮断装置　油脂類を排出する箇所には、油脂遮断装置を設けなければならない。

(4)　沈砂装置　土砂を多量に排出する箇所には、沈砂装置を設けなければならない。

(5) 水洗便所の附帯装置

イ　逆流防止装置　大便器の洗浄にフラッシュバルブ（洗浄弁）を用いる場合には、バキュームブレーカ（逆流防止装置）を装置しなければならない。

ロ　洗浄装置　小便器には、洗浄装置を装置しなければならない。

(6) ポンプ施設

イ　地下室その他地下水の自然流下が充分でない場所には、ポンプ施設を設けて排水しなければならない。

ロ　ポンプ施設は、下水が逆流しないような構造にしなければならない。

（排水設備等の計画の確認申請）

第７条　条例第５条第１項の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者又は同条第２項の規定により確認を受けた計画を変更しようとする者は、工事着手の７日前までに排水設備等計画（変更）確認申請書（第４号様式）に次項に規定する書類及び図面を添付して提出しなければならない。この場合において、当該申請が確認を受けた計画の変更の申請であるときは、当該書類及び図面は、変更しようとする部分と既に確認を受けた部分とを容易に識別することができるものでなければならない。

２　前項の申請書に添付すべき書類及び図面並びにその記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 申請地付近の位置図

(2) 平面図　縮尺１００分の１とし、隣接地を表示するとともに次の事項を記載したもの

イ　申請地の形状及び面積

ロ　申請地付近の道路及び境界

ハ　申請地付近の公共下水道施設の位置

ニ　建物の形状及び上水道、井戸並びに台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排出する施設の位置

ホ　管渠の配管、形状、寸法、延長、材質及び勾配

ヘ　ます及び人孔の位置

ト　除害施設及びポンプ施設の位置

チ　他人の排水設備を使用するときは、その位置

リ　その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 水洗便所又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法を表示した図面

(4) 他人の土地又は排水設備を使用するときは、その同意書の写し

(5) 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は１００分の１とし、管渠の大きさ、勾配並びに接続する下水管渠の末端を基準とした地表及び管渠の高さを記入したもの

(6) 特別な施設を必要とする場合は、その構造図を添付すること。

３　市長は、排水設備等の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）の計画が法令等の規定に適合していることを確認したときは、排水設備等計画（変更）確認通知書（第５号様式）を交付するものとする。

（排水設備等の確認の特例）

第８条　条例第５条第２項ただし書の規定は、風呂又は流し台の変更その他これらに類する軽微な変更をいう。

（排水設備等の工事完了届及び検査済証）

第９条　条例第８条第１項の規定により排水設備等の新設等の工事完了の届出をしようとする者は、排水設備等工事完了届（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の届出があったときは、排水設備等の新設等の工事の検査を行い、当該工事が検査に合格したときは、排水設備等検査済証（第７号様式）及び検査済証（第８号様式）を交付するものとする。

３　前項の検査済証の交付を受けた者は、排水設備等の新設等を行った建築物の門戸に当該検査済証を明示しなければならない。

（公共ます等の新設等の許可）

第１０条　条例第１０条第２項の規定により公共ます等の新設等を必要とする者は、第７条に規定する排水設備等の計画の確認申請と同時に、工事着手の７日前までに公共ます等の新設等（変更）許可申請書（第９号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請地付近の位置図

(2) 平面図　縮尺１００分の１とし、隣接地を表示し、次の事項を記載したもの

イ　申請地付近の道路及び境界その他公道と私道の別

ロ　接続する公共下水道施設の位置

ハ　取付管の位置、形状、寸法、延長、材質及び勾配

ニ　公共ますの位置

(3) 公共ます及び取付管と接続する公共下水道施設を含めた詳細図

(4) 工事着手前の現場写真

(5) その他市長が特に必要と認める図書

２　市長は、前項の申請が法令等の規定に適合し、その申請を適当と認めた場合は、公共ます等の新設等（変更）許可書（第１０号様式）を交付するものとする。

３　条例第１０条第３項に規定する特に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公共ます等の新設等を行った者は、その工事が法令等の基準に適合したものであることを示すための公共ます等とそれが接続する公共下水道施設との接続状況の分かる写真等を公共ます等の新設等（変更）工事完了届（第１１号様式）に添えて市長に提出しなければならない。

(2) 公共ます等の新設等を行った者は、道路の復旧が適切に行われた事を示すための工事完了後の現場写真等を前号の完了届に添えて市長に提出しなければならない。

第３章　除害施設

（除害施設の設置等の特例）

第１１条　条例第１３条第２項の規定による市長が定める項目及び量は、次の表に掲げるものとする。

項目	量

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	１月平均排水量　７５０立方メートル以下
生物化学的酸素要求量	１月平均排水量　７５０立方メートル以下
浮遊物質量	１月平均排水量　７５０立方メートル以下
窒素含有量	１月平均排水量　７５０立方メートル以下
燐（りん）含有量	１月平均排水量　７５０立方メートル以下

（除害施設の設置等の届出）

第１２条　条例第１５条第１項の規定による届出は、除害施設新設・増設・改築（変更）届（第１２号様式）により、当該除害施設の新設等の工事着手予定日の１月前までに提出しなければならない。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水設備の位置、排水設備の位置及び除害施設の位置を明示した配置図

(3) 生産工程及び排水系統を明示したフローシート（生産工程一覧図）

(4) 次に掲げる事項を明示した除害施設の設計図及び書類

イ　原材料及び薬品の種類並びにその使用量

ロ　用水源の種類及び使用水量

ハ　排水の時間的変動と水質の変化

ニ　処理方法及び処理目標の計算根拠

ホ　発生汚泥等の処理及び処分の方法

ヘ　土木及び機械工事の設計図

ト　処理工程図

チ　工事費概算額

リ　自己資金又は借入資金の別及び借入先を明記した資金計画書

３　市長は、除害施設の新設等の計画が法令等の規定に適合していることを確認したときは、除害施設計画（変更）確認通知書（第１３号様式）を交付するものとする。

（除害施設の新設等の工事完了検査及び検査済証）

第１３条　条例第１５条第２項において準用する条例第８条第１項の規定により届出をしようとする者は、除害施設新設・増設・改築工事完了届（第１４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、水質測定を専門的に行う機関が実施した除害施設の設置完了後の汚水の水質についての水質検査証明書を添付しなければならない。

３　条例第１５条第２項において準用する条例第８条第４項の規定により市長が定める検査済証の様式は、除害施設検査済証（第１５号様式）及び検査済証（第１６号様式）とする。

４　前項の検査済証の交付を受けた者は、除害施設の新設等を行った建築物の門戸で容易に確認できる場所に明示しなければならない。

（除害施設管理責任者の選任届）

第１４条　条例第１６条第２項の規定により除害施設管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、除害施設管理責任者選任（変更）届（第１７号様式）を市長に提出しなければならない。

（水質の測定等）

第１５条　条例第１７条に規定する水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)　下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和３７年厚生省・建設省令第１号）に定める検定の方法により行うこと。

(2)　下水道法施行規則（昭和４２年建設省令第３７号）第１５条第２号ただし書の規定により市長が定める水質の測定回数は、次のとおりとする。ただし、市長が排水の量又は水質を勘案してこれにより難いと認めるときは、その都度定めるところによることとする。

測定項目	測定回数
温度	排水の期間中１日１回以上
水素イオン濃度	
カドミウム及びその化合物	１４日を超えない排水の期間ごとに１回以上
シアン化合物	
有機燐化合物	
鉛及びその化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
アルキル水銀化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
四塩化炭素	

１・２―ジクロロエタン	
１・１―ジクロロエチレン	
シス―１・２―ジクロロエチレン	
１・１・１―トリクロロエタン	
１・１・２―トリクロロエタン	
１・３―ジクロロプロペン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
１・４―ジオキサン	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
その他	１月を超えない排水の期間ごとに１回以上

(3)　除害施設及び特定施設の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

２　水質の測定の結果は、水質測定記録表（第１８号様式）により記録し、５年間保存しなければならない。

３　第１項第２号の規定は、法第１２条の１２に規定する水質の測定義務者が下水の水質を測定する場合に準用する。

（除害施設の事故の届出）

第１６条　条例第１９条第２項の規定により除害施設の事故の届出をする者は、除害施設事故届（第１９号様式）を市長に提出しなければならない。

第４章　公共下水道の使用

（使用開始等の届出）

第１７条　条例第２０条の規定により公共下水道の使用開始、休止、廃止又は再開の届出をしようとする者は、その事実が生じる日の前日までに公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届（第２０号様式）を市長に提出しなければならない。

２　条例第２０条の規定により使用者の変更をしようとする者は、その事実が生じる日の前日までに公共下水道使用者変更届（第２１号様式）を市長に提

出しなければならない。

３　法第１１条の２第１項の規定により使用開始等の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始（変更）届（第２２号様式）に水質試験表を添付して市長に提出しなければならない。

４　法第１１条の２第２項の規定により使用開始の届出をしようとする者は、公共下水道使用開始届（第２３号様式）を市長に提出しなければならない。

（公共下水道の一時使用の届出等）

第１８条　条例第２１条の規定により公共下水道を一時的に使用しようとする者は、その使用を開始しようとする予定日の７日前までに公共下水道一時使用許可申請書（第２４号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 排水系統、沈澱槽の構造及び位置その他排水方法を明示した図面

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

３　市長は、第１項の規定による届出があったときはこれを審査し、許可したときは、公共下水道一時使用許可書（第２５号様式）を交付するものとする。

（代理人又は代表者の選定届）

第１９条　条例第２６条の規定により代理人又は代表者の選定の届出をしようとする者は、代理人（代表者）選定届（第２６号様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、代理人又は代表者の住民票抄本の写しを添付しなければならない。

（汚水排出量の認定等）

第２０条　条例第２８条第１項第２号及び第３号に規定する場合の汚水排出量は、次に定めるところによる。

(1)　水道水の計量装置と同種又は類似の計量装置が設けられている場合は、条例第３１条第１項に規定する定例日において当該計量装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した使用水量とする。

(2)　条例第３２条第１項の規定により計測装置が設けられている場合は、定例日において当該計測装置により前月の定例日の翌日からその月の定例日までの間について計量した汚水排出量とする。ただし、水道水及び水道水以外の水を併用した場合における当該水道水以外の水に係る汚水排出量は、当該計測装置により計量した汚水排出量から当該計量に係る期間の水道水の使用水量を控除した量とする。

(3)　水道水以外の水を使用する場合その他前２号以外の場合は、人員、業態その他の事実を考慮して市長が認定した水量とする。

２　市長は、前項第３号の規定により汚水排出量の認定をする場合においては認定月を定め、当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の汚水排出量は毎月均等とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前日までの間の汚水排出量は、毎月均等とみなす。

３　前項の認定月は、毎年１月、４月、７月及び１０月とする。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、毎月の汚水排出量が平均している場合その他特別の理由がある場合は、市長が別に定める。

４　第１項第１号若しくは第２号に規定する計量装置又は計測装置の指示量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを取り外す場合を除き翌月に繰り越して計算するものとし、条例第２８条第１項第３号又は第２項の規定により市長が認定した汚水排出量に１立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

５　条例第２８条第２項の規定により汚水排出量の認定の申告をしようとする者は、汚水排出量の算定の根拠を明らかにする書類を当該汚水排出に係る使用料を納付すべき月の前月の１５日までに市長に提出しなければならない。

（特定排水の水質の認定）

第２１条　条例第２９条に規定する特定排水の水質の認定は、条例第３４条に規定する資料又は水質測定の実施その他の方法により市長が行う。

２　前項の規定により実施する水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令に規定する方法その他の方法により行うものとし、測定の回数は、１月を超えない排水の期間に３回以上とする。

３　市長は、特定排水の水質を認定する場合においては、認定月を定め当該認定月に認定するものとし、当該認定月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。ただし、認定月以外の月に公共下水道の使用を開始した場合は、その都度認定するものとし、当該使用を開始した日の属する月から次の認定月の前月までの間の特定排水の水質は、同質とみなす。

４　前項の認定月は、毎年４月及び１０月とし、対象者に通知する。ただし、一時的に公共下水道を使用する場合、特定排水の水質が平均している場合、特定排水の水質の変動が著しい場合その他特別の理由がある場合は、市長が別に定める。

（汚水排出量の認定通知）

第２２条　市長は、第２０条の規定により汚水排出量を認定した場合は、使用料の請求をもって通知したものとする。

（行為の許可申請等）

第２３条　条例第３５条の規定により法第２４条第１項各号に掲げる行為の許可を受けようとするときは、制限行為（変更）許可申請書（第２７号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 施設又は工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 条例第３５条第２項の規定に該当する場合にあっては、前２号に掲げるもののほか、第７条第２項に掲げる図面

(4) 施設又は工作物その他の物件の設置が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者との利害関係を生ずると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

２　市長は、法第２４条第２項の規定により許可することを決定したときは、制限行為（変更）許可書（第２８号様式）を交付するものとする。

３　第５条及び第６条の規定は、条例第３５条第２項に規定する排水施設について、第９条第１項の規定は、条例第３５条第２項において準用する条例第８条の規定により工事完了の届出をしようとする場合について、それぞれ準用する。

（軽微な行為等の届出）

第２４条　条例第３６条第２項の規定により軽微な行為又は軽微な変更の届出をしようとする者は、軽微な行為（変更）届（第２９号様式）を市長に提出しなければならない。

（公共下水道付近の掘削）

第２５条　条例第３７条第１項の規定により公共下水道付近の掘削の届出をしようとする者は、工事着手予定日の７日前までに公共下水道付近地掘削届（第３０号様式）を市長に提出しなければならない。

第５章　下水道の敷地等の占用

（占用の許可申請）

第２６条　条例第３８条の規定により占用の許可を受けようとする者は、公共下水道敷地等占用（変更）許可申請書（第３１号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付し市長に提出しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 設置しようとする工作物その他の物件の平面図、断面図及び配置図

(3) 占用敷地等の求積図
(4) 公共下水道の施設又は敷地の占用が隣接の土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者に利害関係があると認められるときは、当該土地又は建築物の所有者、使用者若しくは占有者の同意書
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

２　市長は、前項の規定による申請について支障がないと認めた場合は、公共下水道敷地等占用（変更）許可書（第３２号様式）を申請者に交付するものとする。

３　占用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
(1) 相続又は法人の合併により占用者の名義を変更したとき。
(2) 占用者が住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

（権利の譲渡等の承認）

第２７条　条例第４１条ただし書の規定により権利の譲渡等の承認を受けようとする者は、公共下水道敷地等占用権移転承認申請書（第３３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、当該占用に係る権利の譲渡又は転貸を承認することに決定したときは、公共下水道敷地等占用権移転承認書（第３４号様式）を交付するものとし、承認しないことに決定したときは、その旨を通知するものとする。

（原状回復の届出）

第２８条　条例第４４条第２項の規定により原状回復の届出をしようとする者は、公共下水道敷地等原状回復届（第３５号様式）を市長に提出しなければならない。

第６章　雑則

（使用料等の減免）

第２９条　条例第４５条の規定により使用料、手数料又は占用料の減免を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
(1) 天災その他の災害を受け、支払が著しく困難な者
(2) 漏水等により水道水が下水道に流入しなかったことが明らかであり、奈良県広域水道企業団による算定を受けた者
(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた者

２　前項の規定により使用料、手数料又は占用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料等減免申請書（第３６号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第２号に該当する者については、申請があったものとみなす。

３　市長は、前項による申請があったときは、内容を審査して、その適否を決定し、公共下水道使用料等減免決定（却下）通知書（第３７号様式）により通知する。ただし、前項ただし書による場合は、省略できるものとする。

（身分証明書）

第３０条　市長は、法第１３条第２項及び第３２条第５項に規定する身分を示す証明書（第３８号様式）を交付する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

排水設備設置義務免除（猶予）許可申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

排水設備設置義務の免除（猶予）について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所名		代表者名	
建物又は土地の所在地			
種別	□一般家庭　□工場（業種　　） □その他（　　）		
敷地面積	m^2	排水人口	人
免除等申請の対象下水の区分	□一般家庭　□冷却水　□プール排水 □その他（　　）		
放流先			
下水の量	１月約　　m^3		
猶予期限 (猶予申請の場合)	年　　月　　日		
（理由）			

第２号様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

排水設備設置義務免除（猶予）許可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除（猶予）については、次のとおり許可します。

事業所名		代表者名	
建物又は土地の所在地			
許可対象下水の区分			
放流先			
猶予期限	年　　月　　日		
（条件）			

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３号様式（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

排水設備設置義務免除（猶予）不許可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった排水設備設置義務の免除（猶予）については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

（理由）

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第４号様式（第７条関係）

排水設備等計画（変更）確認申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

排水設備等の計画（計画の変更）の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">計画の区分</td><td>排水設備</td><td colspan="3">□新設　□増設　□改築</td></tr>
<tr><td>水洗便所</td><td colspan="3">□既設　□新設　□増設
□改造　□その他の改築</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>排除方式</td><td colspan="4">□分流式　□特定施設設置工場等</td></tr>
<tr><td>使用者名</td><td colspan="4">（電話番号　　）</td></tr>
<tr><td>施工業者名
（指定工事店）</td><td></td><td>担当責任
技術者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>土地
所有者名</td><td></td><td>家屋
所有者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>排水設備等
所有者名</td><td></td><td>除害施設
の有無</td><td colspan="2">□有　□無</td></tr>
<tr><td>使用水源</td><td>□水道水　□井戸水
□その他（　　）</td><td colspan="2">予定
排水量</td><td>１日約　　m^3</td></tr>
<tr><td>排水人口</td><td>人</td><td>敷地面積</td><td colspan="2">m^2</td></tr>
<tr><td>着工予定日</td><td>年　月　日</td><td>完工予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>変更前の
確認年月日</td><td>年　月　日</td><td>変更前の
確認番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
</table>

第５号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

排水設備等計画（変更）確認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった次の排水設備等の計画（計画の変更）については、確認したので通知します。

<table>
<tr><td rowspan="2">計画の区分</td><td>排水設備</td><td colspan="3">□新設　□増設　□改築</td></tr>
<tr><td>水洗便所</td><td colspan="3">□既設　□新設　□増設
□改造　□その他の改築</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>排除方式</td><td colspan="4">□分流式　□特定施設設置工場等</td></tr>
<tr><td>使用者名</td><td colspan="4">（電話番号　　）</td></tr>
<tr><td>施工業者名
（指定工事店）</td><td colspan="2"></td><td>担当責任技術者名</td><td></td></tr>
<tr><td>土地所有者名</td><td colspan="2"></td><td>家屋所有者名</td><td></td></tr>
<tr><td>排水設備等所有者名</td><td colspan="2"></td><td>除害施設の有無</td><td>□　有　□　無</td></tr>
<tr><td>使用水源</td><td colspan="2">□水道水　□井戸水
□その他（　　）</td><td>予定排水量</td><td>１日約　m^3</td></tr>
<tr><td>排水人口</td><td colspan="2">人</td><td>敷地面積</td><td>m^2</td></tr>
<tr><td>着工予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完工予定日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（指示事項）</td></tr>
</table>

備考　この書類は、工事の着手、検査等に必要なものですから大切に保管してください。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります

第６号様式（第９条関係）

排水設備等工事完了届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

排水設備等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

計画の区分	排水設備	□新設　□増設　□改築		
	水洗便所	□既設　□新設　□増設 □改造　□その他の改築		
設置場所				
申請者名			使用者名	
確認年月日	年　　月　　日		確認番号	第　　号
指定工事店名			担当責任技術者名	
工事完了年月日	年　　月　　日		補修完了年月日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日		検査結果	□合格　□不合格
検査済証	第　　号		検査員	
補修箇所及び内容（指示年月日）				

備考

1　補修の指示を受けたときは、直ちに補修し、改めて工事完了届を提出してください。

2　二重枠の中は記入しないでください。

第７号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

排水設備等検査済証

次の排水設備等の工事について検査した結果、先に確認した内容のとおり竣工したことを証します。

<table>
<tr><td rowspan="2">計画の区分</td><td>排水設備</td><td colspan="3">□新設　□増設　□改築</td></tr>
<tr><td>水洗便所</td><td colspan="3">□既設　□新設　□増設
□改造　□その他の改築</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>申請者名</td><td colspan="2"></td><td>使用者名</td><td></td></tr>
<tr><td>確認年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>確認番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>工事完了届出年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>検査年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>メーター番号</td><td colspan="2"></td><td>指示水量</td><td>m^3</td></tr>
<tr><td colspan="5">指示事項</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他</td></tr>
</table>

第８号様式（第９条関係）

排水設備等検査済証

No.＿＿＿＿＿＿

香　芝　市

横	６．０cm
縦	４．０cm
地	白色
文字	黒色
番号文字	黒色
材質	アルミ箔

第９号様式（第１０条関係）

公共ます等の新設等（変更）許可申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共ます等の新設等について許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>申請場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>土地所有者</td><td colspan="3">住所

氏名</td></tr>
<tr><td>申請目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>公共ますの種類・数量及び取付管の口径・延長等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事期間</td><td colspan="3">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>施工者</td><td colspan="3">住所

氏名　　（電話番号　　）</td></tr>
<tr><td>変更前の許可年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>変更前の許可番号</td><td>第　　号</td></tr>
</table>

第１０号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

公共ます等の新設等（変更）許可書

年　　月　　日付けで申請のあった公共ます等の新設等（変更）については、次のとおり許可します。

申請場所	
土地所有者	住所 氏名
申請目的	
公共ますの種類・数量及び取付管の口径・延長等	
工事期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
条件	

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第１１号様式（第１０条関係）

公共ます等の新設等（変更）工事完了届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共ます等の新設等（変更）の工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

申請場所			
土地所有者	住所 氏名		
申請目的			
公共ますの種類・数量及び取付管の口径・延長等			
施工者	住所 氏名　　（電話番号　　）		
検査年月日	年　　月　　日	検査結果	□合格　　□不合格
検査済証	第　　号	検査員	
補修箇所及び内容（指示年月日）			

備考

1　補修の指示を受けたときは、直ちに補修し、改めて工事完了届を提出してください。

2　二重枠の中は記入しないでください。

第１２号様式（第１２条関係）

除害施設新設・増設・改築(変更)届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

除害施設の新設・増設・改築（変更）をしたいので、次のとおり届け出ます。

除害施設	□既設　□新設　□増設　□改造　□その他の改築		
設置場所			
事業所名		代表者名	
業種		製造品目	
排水量	１日最大　　m^3	操業時間	時　分から 時　分まで
	１日平均　　m^3		１月　　日間
施工者	（電話番号　　）		
設計者名		所属	
着手予定日	年　月　日	完了予定日	年　月　日
資金計画	□自己資金　□借入資金（借入先　　）		
排水設備等施工業者			

備考　変更の場合は、新旧明確に区分してください。

第１３号様式（第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

除害施設計画（変更）確認通知書

年　　月　　日付けで届出のあった次の除害施設の新設等の計画（計画の変更）については、確認したので通知します。

除害施設	□既設　□新設　□増設　□改造　□その他の改築		
設置場所			
事業所名		代表者名	
業種		製造品目	
排水量	１日最大　　m³	操業時間	時　分から 時　分まで
	１日平均　　m³		１月　　日間
施工者	（電話番号　　）		
設計者名		所属	
着手予定日	年　月　日	完了予定日	年　月　日
資金計画	□自己資金 □借入資金（借入先　　）		
排水設備等施工業者			
指示事項			

備考　この書類は、工事の着手後、検査等に必要なものですから大切に保管してください。

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由

があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第１４号様式（第１３条関係）

除害施設新設・増設・改築工事完了届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

年　　月　　日付けで届け出た除害施設の新設等の工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

除害施設	□既設　□新設　□増設　□改造　□その他の改築		
設置場所			
事業所名		代表者名	
確認年月日	年　月　日	確認番号	第　　号
完了年月日	年　月　日	使用開始年月日	年　月　日
検査年月日	年　月　日	検査結果	□合格　□不合格
水質		検査員	
検査年月日	年　月　日	検査結果	□合格　□不合格
水質		検査員	
備考			

備考　二重枠の中は記入しないでください。

第１５号様式（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

除害施設検査済証

次の除害施設の工事について検査した結果、先に確認した内容のとおり竣工したことを証します。

除害施設	□既設　□新設　□増設　□改造　□その他の改築		
設置場所			
事業所名		代表者名	
確認年月日	年　月　日	確認番号	第　　号
完了年月日	年　月　日	使用開始年月日	年　月　日

第１６号様式（第１３条関係）

除害施設検査済証

No.＿＿＿＿＿＿

香　芝　市

横	６．０cm
縦	４．０cm
地	白色
文字	黒色
番号文字	黒色
材質	アルミ箔

第１７号様式（第１４条関係）

除害施設管理責任者選任（変更）届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

除害施設管理責任者を選任（変更）したので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">事 業 所 名</td><td></td><td>代 表 者 名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">管理責任者名</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所属部課係名</td><td></td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">資格等</td><td colspan="2">資　　格</td><td colspan="2">取 得 年 月 日</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更前の管理責任者名</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第１８号様式（第１５条関係）

水質測定記録表

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（単位：m3／日）								

備考　採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示してください。

第１９号様式（第１６条関係）

除害施設事故届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

除害施設の事故が発生したので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>事　業　所　名</td><td colspan="2"></td><td>代　表　者　名</td><td></td></tr>
<tr><td>所　　在　　地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事故発生の日時</td><td colspan="4">年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分</td></tr>
<tr><td>事故により流出した物質名とその量</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>流出した物質の公共下水道又は河川等への流入の有無</td><td>□有　□無</td><td>流入した場合の流入先とその量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>復 旧 工 事 の 完 了 予 定 日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="5">（事故の原因及び状況）</td></tr>
</table>

（事故について講じた又は講じようとする応急措置の方法）
（事故再発防止の措置の計画）

第２０号様式（第１７条関係）

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開）するので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">排 水 場 所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事 業 所 名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">使用者又は
代表者名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用水又は
汚水の区分</td><td colspan="6">□水道水　□井戸水（手動・ポンプ）
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">用 途 区 分</td><td colspan="6">□家事用　　□官公署・学校
□工場用（業種内容　　）　　□病院
□公衆（共同）浴場　　□一時使用
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">開始（休止・廃止・再開）年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td><td colspan="2">除 害 施 設</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="2">水 洗 便 所</td><td colspan="3">□有　□無</td><td colspan="2">し尿浄化槽</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ポンプ</td><td>種　別</td><td>口　径</td><td>揚水能力
m^3／hr</td><td>平均稼働時間
時間／日</td><td>台　数</td><td colspan="2">摘　要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">動力設備</td><td colspan="2">種　　別</td><td>馬　　力</td><td>台　　数</td><td colspan="3">摘　　要</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">確 認 番 号</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">量 水 器 番 号
（　口　径　）</td><td>（　　mm）</td></tr>
<tr><td colspan="2">台 帳 番 号</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">開始（休止・廃止・再開）指示数</td><td>m^3</td></tr>
</table>

第２１号様式（第１７条関係）

公共下水道使用者変更届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の使用者の変更をするので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">排　水　場　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変 更 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　事　項</td><td>変　　更　　前</td><td>変　　更　　後</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使 用 者</td><td>住　所</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">そ の 他</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第２２号様式（第１７条関係）

公共下水道使用開始（変更）届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので、届け出ます。

排除場所		排水口数	
排出汚水の水量又は水質	水量 水質	月平均　立方メートル　日最大　立方メートル 次のとおり	
開始（変更）年月日	年　月　日		
処理方法		施設名称	

排水口						単位
月量 項目	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	
温度						度
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						ミリグラム／リットル
水素イオン濃度						水素指数
生物化学的酸素要求量						5日間ミリグラム／リットル
浮遊物質量						ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量　鉱油類含有量						ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類含有量						ミリグラム／リットル
窒素含有量						ミリグラム／リットル
燐含有量						ミリグラム／リットル
沃素消費量						ミリグラム／リットル
カドミウム及びその化合物						ミリグラム／リットル
シアン化合物						ミリグラム／リットル
有機燐化合物						ミリグラム／リットル
鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
六価クロム化合物						ミリグラム／リットル
砒素及びその化合物						ミリグラム／リットル

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						ミリグラム／リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム／リットル
ポリ塩化ビフェニル						ミリグラム／リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム／リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム／リットル
ジクロロメタン						ミリグラム／リットル
四塩化炭素						ミリグラム／リットル
１・２―ジクロロエタン						ミリグラム／リットル
１・１―ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
シス―１・２―ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
１・１・１―トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
１・１・２―トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
１・３―ジクロロプロペン						ミリグラム／リットル
チウラム						ミリグラム／リットル
シマジン						ミリグラム／リットル
チオベンカルブ						ミリグラム／リットル
ベンゼン						ミリグラム／リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム／リットル
ほう素及びその化合物						ミリグラム／リットル
ふっ素及びその化合物						ミリグラム／リットル
１・４―ジオキサン						ミリグラム／リットル
フェノール類						ミリグラム／リットル
銅及びその化合物						ミリグラム／リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物（溶解性）						ミリグラム／リットル
マンガン及びその化合物（溶解性）						ミリグラム／リットル
クロム及びその化合物						ミリグラム／リットル
ダイオキシン類						ピコグラム／リットル
※						
摘要						

備考

１　※印のある欄は、下水道法施行令第９条の１１第１項第６号に該当する項目について記載してください。

２　「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載してください。

３　除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付してください。

第２３号様式（第１７条関係）

公共下水道使用開始届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所		排　水　口　数	
開 始 年 月 日		特 定 施 設 の 種 類	

備考　特定施設の種類の欄は、水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる番号及び名称を記載してください。

第２４号様式（第１８条関係）

公共下水道一時使用許可申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の一時使用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

排　水　場　所			
排　水　目　的			
使　用　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
排　除　す　る 下 水 の 種 類			
量　　水　　器	番号	開 始 指 示 数	m^3
指 定 工 事 店 名		責任技術者名	

第２５号様式（第１８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

公共下水道一時使用許可書

年　　月　　日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、次のとおり許可します。

排水場所			
排水目的			
使用許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
排除する下水の種類			
量水器	番号	開始指示数	m^3
（条件）			

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第２６号様式（第１９条関係）

代理人（代表者）選定届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

代理人（代表者）を選定したので、次のとおり届け出ます。

排　除　場　所		
新　代　理　人 （新　代　表　者）	住　　所	
	氏　　名	
※旧　代　理　人 （旧　代　表　者）	住　　所	
	氏　　名	
※選　定　の　理　由		

私は代理人（代表者）であることを承諾します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

備考

１　住民票の写し１通を添付してください。

２　初めての選定の場合は、※欄には記入しないでください。

第２７号様式（第２３条関係）

制限行為（変更）許可申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道に物件を設けることについて許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。

設　置　場　所			
設　置　目　的			
物件の種類及び名称、規模等		占用面積	m^2
設　置　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
工　事　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
施　　工　　者	住所 氏名　　（電話番号　　）		
変　更　前　の　許　可　年　月　日	年　　月　　日	変更前の許可番号	第　　号

第２８号様式（第２３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

制限行為（変更）許可書

年　　月　　日付けで申請（変更申請）のあった公共下水道に物件を設けることについては、次のとおり許可します。

設置場所			
設置目的			
物件の種類及び名称、規模等		占用面積	m²
設置期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
（条件）			

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第２９号様式（第２４条関係）

軽微な行為（変更）届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

軽微な行為（変更）をするので、次のとおり届け出ます。

設置場所			
設置目的			
物件の種類及び名称、規模等		占用面積	m^2
設置期間	年　月　日から　年　月　日まで		
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで		
施工者	住所 氏名　（電話番号　　）		
変更前の許可年月日	年　月　日	変更前の許可番号	第　　号

第３０号様式（第２５条関係）

公共下水道付近地掘削届

年　　月　　日

香芝市長

施 主 住 所

施 主 氏 名

電 話 番 号

施工業者住所

施工業者氏名

電 話 番 号

公共下水道の付近地を掘削したいので、次のとおり届け出ます。

掘 削 の 目 的	
掘削する場所	
掘削する距離及び深さ	
工 事 期 間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
公 共 下 水 道 破損予防処理	

第３１号様式（第２６条関係）

公共下水道敷地等占用（変更）許可申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の敷地等の占用の許可（変更許可）を受けたいので、次のとおり申請します。

占用場所			
占用目的		□新規　□更新　□変更	
物件の種類及び名称、規模等		占用面積	m^2
占用期間	年　月　日から　年　月　日まで		
更新又は変更の場合	従前の許可年月日	年　月　日	
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで		

第３２号様式（第２６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

公共下水道敷地等占用（変更）許可書

年　　月　　日付けで申請（変更申請）のあった公共下水道の敷地等の占用については、次のとおり許可します。

占用場所			
占用目的			
占用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
占用面積	㎡	占用料	円
（条件）			

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３３号様式（第２７条関係）

公共下水道敷地等占用権移転承認申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の敷地等の占用権を移転することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>占用場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>占用許可年月日及び占用期間</td><td colspan="2">年　　月　　日許可</td><td colspan="2">年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>占用面積</td><td colspan="4">m²</td></tr>
<tr><td>移転の種類</td><td colspan="4">□譲渡　□転貸　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>移転年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>転貸期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>移転の相手</td><td colspan="4">住所

氏名　　（電話番号　　）</td></tr>
<tr><td>移転の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第３４号様式（第２７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

公共下水道敷地等占用権移転承認書

年　　月　　日付けで申請のあった公共下水道の敷地等の占用権を移転することについては、次のとおり承認します。

<table>
<tr><td>占用場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>占用期間</td><td colspan="3">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>占用面積</td><td colspan="3">m²</td></tr>
<tr><td>移転の種類</td><td colspan="3">□譲渡　□転貸　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>移転年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>転貸期間</td><td>年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>移転の相手</td><td colspan="3">住所

氏名</td></tr>
<tr><td colspan="4">（条件）</td></tr>
</table>

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３５号様式（第２８条関係）

公共下水道敷地等原状回復届

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の敷地等を原状に回復するので、次のとおり届け出ます。

占用場所			
占用許可年月日	年　　月　　日許可		
占用許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
原状回復の理由			
原状回復の方法			
着手予定日	年　　月　　日	完了予定日	年　　月　　日

第３６号様式（第２９条関係）

公共下水道使用料等減免申請書

年　　月　　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電 話 番 号

公共下水道の使用料・手数料・占用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>設置又は占用場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="3">□　公共下水道使用料　　□　手数料　　□　占用料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">減免の内容</td><td>区　　分</td><td colspan="2">□　全部　　□　一部</td></tr>
<tr><td>期間又は期限</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>金額又は率</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（理由）</td></tr>
</table>

第３７号様式（第２９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

香芝市長　　印

公共下水道使用料等減免決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった公共下水道の使用料・手数料・占用料の減免については、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

設置又は占用場所		
区　　分	□公共下水道使用料　　□手数料　　□占用料	
減免の内容	区　　分	□全部　　□一部
	期間又は期限	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	金額又は率	
却下理由		

（教示）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。

2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

⑴　審査請求があった日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第３８号様式（第３０条関係）

（表）

第　　号

身　分　証　明　書

所　　属

職　　名

氏　　名

年　　月　　日生

上記の者は、下水道法第１３条第１項及び第３２条第１項の規定により排水設備等の検査及び公共下水道の維持管理等のため他人の土地に立入りを行う者であることを証する。

交付年月日　　年　　月　　日

有 効 期 限　　年　　月　　日

香芝市長　　印

（裏）

下　水　道　法（抜粋）

（排水設備等の検査）

第１３条　公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　略

（他人の土地の立入又は一時使用）

第３２条　公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

１～１０　略

備考

１　この証明書は、いかなる理由があっても他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この証明書を紛失し、又は毀損したときは、直ちに届け出なければならない。